

愛媛県教育委員会 2 月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

令和 8 年 2 月 12 日（木）午後 2 時 00 分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 高岡哲也 委 員 関 啓三 委 員 北須賀逸雄

委 員 田坂文明 委 員 山下由美

3 欠席委員

委 員 畠山千愛

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 小山哲司

指導部長 小池達士

教育総務課長 栗田 謙

施設厚生室長 加藤 剛

社会教育課長 伊賀上慶樹

文化財保護課長 廣田 聡

保健体育課長 近藤博隆

義務教育課長 渡部真一

高校教育課長 川本昌宏

高校教育課魅力化推進監 野村竜也

人権教育課長 佐々木直

特別支援教育課長 壽海雅彦

5 会議の概要

(1) 開 会（午後 2 時 00 分）

（教育長） ただいまから教育委員会 2 月定例会を開会します。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしてさせていただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、本日、畠山委員は都合により欠席する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

（教育長） それでは始めに、委員の皆様に提案させていただきます。本日の議事のうち、その他の協議案件の令和 8 年度当初予算案及び令和 7 年度 2 月補正予算案について、教育委員会関係の条例案（3 件）及び教育委員会関係の請負契約の変更（1 件）につきましては、県議会に提出予定の議案について検討を行うものであることから、公立中学校の部活動改革に係る愛媛県推進計画の改定につきましては、本日の審議を踏まえ、決定する予定であることから、審議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。

（教育長） 最初に公開案件から審議することといたします。事務局が資料を配布しますので、少々お待ちください。

(2) 1 月定例会議事録の承認

（教育長） それでは、1 月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認されました。

続きまして、教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○令和8年3月県立高等学校卒業予定者の就職内定状況について

(教育長) 令和8年3月県立高等学校卒業予定者の就職内定状況について、事務局から報告をお願いします。

(高校教育課長) 令和8年3月県立高等学校卒業予定者の1月末現在の就職内定状況と就職支援策について、御説明いたします。

御手元の資料を御覧ください。

この資料は、令和8年1月末現在の県立高等学校全日制・定時制課程全体の就職内定状況に関するものです。

1の表を御覧ください。令和8年3月卒業予定者7,464人のうち、20.8パーセントの1,549人が就職を希望しており、そのうち、就職が内定した者は、県内1,147人、県外343人の合計1,490人であり、就職未内定者は59人となっております。就職内定率は96.2パーセントとなっております。前年同期より、0.7ポイント減少しているものの、各校においては、一人一人の希望に沿った継続的な就職支援が行われています。

2の表とグラフは、卒業予定者の就職内定率の推移を表したものです。今年度も例年どおり、9月16日から就職選考が開始され、先ほど申し上げましたとおり、本年1月末現在の内定率は96.2パーセントとなっております。こうした結果は、ハローワーク等の関係機関や企業等、そして各校の御努力によるものであると感謝申し上げます。

3の表とグラフは、1月末現在の地区別就職内定率の経年推移を示したものです。それぞれ令和4年度から令和7年度までの推移を、東・中・南予の地域別に示しており、令和7年度は、東予地域96.2パーセント、中予地域97.5パーセント、南予地域94.4パーセントとなっています。

4と5のグラフと表は、本県高校生に対する求人状況を示したもので、愛媛労働局の調査によるものです。

4のグラフと表は、各年度の本県高校生に対する12月末現在の求人倍率の推移を示したものです。このグラフにおいて、実線は、県内企業・県外企業を合わせた全体の求人倍率を、点線は、県内企業等に限った求人倍率を示しております。今年度の全求人倍率は30.74倍で、前年度の30.07倍と比べて、0.67ポイント増加しております。また、今年度の県内企業等求人倍率は、3.21倍で、前年度の3.61倍に比べ、0.4ポイント減少しているものの、過去10年間で3番目に高い数値となっています。

5の表は、今年度の県内求人数及び県内求人倍率の推移を月別に示したものです。

県内各事業所の皆様をはじめ、ハローワーク等の関係各位の御尽力、

御支援により、9月末時点の県内求人倍率は3.08倍となっています。前年に比べ、0.44ポイント減少しており、その後も前年よりやや下回る値で推移し、12月末現在も、前年度より0.4ポイント減少しています。

高校教育課といたしましても、生徒が希望する職種へ就職できるよう、関連機関と連携して、引き続き支援を進めてまいります。

県教育委員会における高校生の就職支援策について御説明いたします。まず、1から3は愛媛労働局や知事部局と連携して行っている就職支援策です。

1の愛媛県高等学校就職問題検討会議を、5月に開催し、就職慣行に関する申合せ等について検討しました。

2の愛媛労働局新卒者等人材確保推進本部会議は、5月と12月に開催され、経済団体関係者や労働組合、学校関係者、行政関係者等が一堂に会して、地域の実情を踏まえた効果的な就職支援について協議しました。

3の事業主宛ての求人要請は、6月に行っています。

次に、各校では、4の就職活動支援員の活用や、5のジョブカフェ愛ワークと連携した生徒向け出前講座の実施など、就職支援に取り組んでいるところです。

6のキャリア教育の取組では、「えひめキャリア教育推進事業」を実施しており、インターンシップや人材育成講座を通して、将来、地域で活躍する姿を生徒自身に描かせることで、生徒一人一人の進学・就職に向けた主体的なキャリアプランニングを推進しております。また、「キャリア・パスポート」の活用を充実させ、自己実現に向けたPDCAサイクルを確立し、主体的に自己の将来を見通したキャリアプランを設計する生徒を育成しています。さらに、新規卒業就職者に対して、卒業後のフォローを行うことで離職率の低減を図っています。

さらに、「みらいの学び地域産業人材育成事業」を実施し、全ての職業学科等において、地域や産業界と連携した実践的な取組を通して、各専門分野の卓越した技術・技能を身に付けさせるとともに、県内企業への理解を深める取組を通して、将来、地域産業を支える専門的職業人を育成しています。

令和5年度から実施している「ソーシャルチャレンジ for High School 事業」は、高校生が、地域社会と連携しながら地域課題の解決を図る体験的な活動を実践するとともに、愛媛で働く魅力の発信、多世代交流等の様々な活動を行うことにより、地域に愛着を持ち、地域社会で主体的に活躍できる人材を育成することを目的に実施しています。

特に、地域の課題解決プロジェクトでは、県立高等学校、中等教育学校54校が実施し、イベントの企画・運営、宣伝・広告、商品の開発など、地域の課題解決に向けた研究活動や、高校生による地域の魅力再発見・PR動画の作成に取り組んでいます。これらの活動を通して、地域社会で主体的に活動できる人材を育成したり、愛媛で暮らすことや働くことの

意義を再発見させたりすることを狙いとしています。

今後も、経済の動向を注視しながら、ハローワーク、ジョブカフェ愛ワークなどの関係機関と緊密な連携を図り、現在、就職が未内定の生徒に対するきめ細かな支援を行い、高校生が夢と希望を持って社会へ出ていく第一歩を無事踏み出すことができますよう、一人一人の希望に沿った継続的な支援を行ってまいりたいと考えています。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 私からよろしいでしょうか。県内求人数について、令和7年度は前年度と比べ減少しているのですが、令和6年度の対前年度比はどうなっているのでしょうか。

(高校教育課長) 県内求人数は、近年ずっと増え続けており、令和6年度においても令和5年度より増加していました。令和7年度は求人数が全体的に減少傾向にあり、過去10年間の中では高い水準にありますが、例年、求人数があまり減少しない東予地区の企業においても求人数が減少しています。

(教育長) ほか、特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○県立高校の宿泊研修における事故報告書等に係る公文書非公開決定に対する審査請求について

(教育長) 次に、県立高校の宿泊研修における事故報告書等に係る公文書非公開決定に対する審査請求について、事務局から報告をお願いします。

(高校教育課長) 県立高校の宿泊研修における事故報告書等に係る公文書非公開決定に対する審査請求について、報告いたします。

この審査請求は、審査請求人1名から、令和8年1月7日付けでなされたものです。

審査請求の内容としましては、審査請求人から令和7年12月10日になされた公文書公開請求に対し、請求の対象とされた公文書が不存在であったため、同年12月22日に教育長が公文書非公開決定を行ったところ、これを不服として非公開決定処分の取消し等を求めるものです。

本審査請求は、行政不服審査法に基づくものであり、今後、同法に基づき教育長が審査庁として処理することとなりますが、まずは、弁明書を審査請求人に送付し、審査請求人からの反論を受けて主張を整理した上で、情報公開条例第19条に基づき愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問した後、同審査会からの答申を踏まえ、教育長が裁決を行うこととなります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは、教育長報告につきましては以上で終了し、議案審議に移ります。

(4) 議 事

議案審議

○議案第3号 愛媛県指定有形文化財及び愛媛県指定天然記念物の指定について

(教育長) 議案第3号愛媛県指定有形文化財及び愛媛県指定天然記念物の指定について、事務局から説明をお願いします。

(文化財保護課長) 議案第3号愛媛県指定有形文化財及び愛媛県指定天然記念物の指定について、御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

指定する有形文化財は、「木造不動明王坐像」及び「銅板阿弥陀如来像」、指定する天然記念物は、「野間馬」です。

資料の2ページを御覧ください。

指定する有形文化財について御説明いたします。

1件目の「木造不動明王坐像」は、太山寺の本堂に安置され、かつては一堂の本尊として祀られていたと推測される、平安時代後期の大きな仏像です。四国には不動明王像の古像が少なく、本格的な出来栄えと大きさを持つ本像の存在は貴重であり、愛媛県の彫刻として重要な文化財となります。

2件目の「銅板阿弥陀如来像」は、銘記に永祚2年（西暦990年）とあり、阿弥陀如来像の作風は10世紀末から11世紀初頃の彫像に近く、銘記の書体もその頃のもので、科学分析調査の結果も同年代と推定され、かつて鍍金されていたとみられます。本品は製作年の明らかな平安時代中期の基準作である可能性が高く、貴重なものです。

これらは、愛媛県にとって重要なものであることから、愛媛県文化財保護条例第10条第1項の規定に基づき、有形文化財に指定しようとするものです。

次に、指定する天然記念物について御説明いたします。

指定する天然記念物は「野間馬」です。野間馬は、日本の在来馬で、人との歴史や文化に関わりが深く、在来馬として生物学的にも貴重な動物であることから、愛媛県における稀少な畜養動物として保護されるべきであり、かつ学術的価値が高いものです。同条例第37条第1項の規定に基づき、天然記念物に指定しようとするものです。

なお、以上につきましては、去る1月28日に開催された愛媛県文化財保護審議会に諮問したところ、同審議会より、適当である旨の答申があったところです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございま

したら、お願いいたします。

(北須賀委員) 天然記念物について教えてください。現在、県指定天然記念物と国指定天然記念物はどのくらいあるのでしょうか。また、指定される基準は、それぞれどのようになっているのでしょうか。

(文化財保護課長) 現状、国指定天然記念物は14、そのうち2つは特別天然記念物となります。県指定天然記念物は77となります。天然記念物は、自然の造形物や生物等で非常に貴重なものや、人間の生活に付随して非常に有用であったものなどが対象となり、その中から貴重なものを抽出して調査した上で指定しているところです。

(北須賀委員) 国指定天然記念物は、県指定天然記念物となったものから選ばれるのでしょうか。どのような経緯で国指定となるのか教えてください。

(文化財保護課長) 文化財は、一般的には、まずは基本的に市町で指定され、次に県、国へと格上げされていきます。今回の野間馬についても、今治市の天然記念物として指定して、長年保存されていましたが、岡山理科大学獣医学部の畜養動物専門の先生が調査したところ、新しい知見が生まれ、県指定に格上げすることになりました。このような動きを国の調査官が着目し、具体的な調査が行われ、貴重なものと判断されれば、国指定の文化財に格上げされる流れとなっております。

(教育長) 国指定特別天然記念物のうち、特別天然記念物の2つはどのようなものなのでしょうか。

(文化財保護課長) 国指定特別天然記念物は、カワウソと、久万高原町の八釜の甕穴群（やかまのおうけつぐん）になります。八釜の甕穴群は、河川の長年の渦流により、川底の石を円状に引きずり、甕穴という河川では通常みられない縦穴が形成されているものです。

(教育長) ほか、特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第3号愛媛県指定有形文化財及び愛媛県指定天然記念物の指定については、原案のとおり可決決定をいたしました。

(教育長) 以上で議案審議を終了します。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人及び報道機関の皆様は退席をお願いいたします。

(教育長) その他の協議に移る旨宣する。

(5) その他

○令和8年度当初予算案及び令和7年度2月補正予算案について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(副教育長) 愛媛県議会2月定例会に提案予定の令和8年度当初予算案及び令和7年度2月補正予算案の教育委員会関係分について、概要を説

明する。

(教育長) 意見を求める。

(田坂委員) 県立高校運動会熱中症対策事業費の使途について質問する。

(保健体育課長) 県立高校運動会熱中症対策事業費の使途について答える。

(田坂委員) 運動会の屋内開催及び夜間開催をする学校を拡大していくのか、あるいは、試験的に実施するのか質問する。

(保健体育課長) 取組を拡大していきたいと考えている旨答える。

(田坂委員) 予算措置の対象校を増やしていくのか、それとも、対象校の枠を順番に回していくのか質問する。

(保健体育課長) 後者である旨答える。

(教育長) 屋内開催と夜間開催の二つを県教育委員会の熱中症対策のモデル事業として提案して、希望校に試験的に実施するが、予算措置が対象校に継続するものではない旨述べる。

(関委員) 運動会の開催時期をずらすことも検討した上で最適な方法を選択するのか質問する。

(保健体育課長) 受験や就職活動等に影響するため、各学校が検討している状況である旨答える。

(高校教育課長) 当面は学校での研究を進めてもらう旨述べる。

(関委員) 運動会のほかに大学の入学時期の変更なども検討されており、十分検討していただきたい旨述べる。

(教育長) 代船建造に係る費用の3か年の総額について質問する。

(施設厚生室長) 代船建造に係る費用の総額について答える。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○愛媛県県立高等学校等教育改革推進基金条例の制定について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(施設厚生室長) 県立の高等学校等における教育の改革の推進を図るための事業の実施に要する経費の財源に充てるため、国から県に交付される補助金を原資とする基金を設置するための条例の制定について、概要及び条例案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(北須賀委員) 上限まで補助金が交付されるよう知恵を絞って頑張っていたきたい旨述べる。

(高校教育課長) 情報収集しながら進める旨述べる。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○教育職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例につい

て

(教育長) 協議題の説明を求める。

(義務教育課) 国が進める教育職員の処遇改善に伴い、部活動指導業務に係る教員特殊業務手当の額を改定するため、教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、概要及び条例案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(田坂委員) 対象となる時間数について質問する。

(義務教育課長) 人事委員会規則で定める旨答える。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(高校教育課) 県立学校及び市町立小中学校の職員定数を改めるため、愛媛県学校職員定数条例の一部を改正することについて、概要及び条例案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○東予総合高校新館新築工事の請負契約の変更について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(施設厚生室長) 愛媛県議会２月定例会に提案予定の東予総合高校新館新築工事の請負契約の変更について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(北須賀委員) 基礎工事における大量の地下水湧出について質問する。

(施設厚生室長) 地下水湧出の状況について答える。

(北須賀委員) 地盤調査等はしていなかったのか質問する。

(施設厚生室長) 地質調査をしていたが、地盤の強度を把握するものであり、工事の影響により大量の湧水が生じるか把握することは、困難である旨答える。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○公立中学校の部活動改革に係る愛媛県推進計画の改定について

(教育長) 意見を求める。

(保健体育課長) 公立中学校の部活動改革に係る愛媛県推進計画の改定について、概要を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(北須賀委員) 市町によって取組のスピードが異なることについて県としてどのように関わっていくのか質問する。

(保健体育課長) 来年度予算で導入する広域連携システムを県として責任を持って運用して、各指導者や市町をつなげる取組をする旨答える。

(北須賀委員) この計画が愛媛県全体に浸透することを期待する旨述べる。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

(教育長) その他の協議を終了し、非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会 (午後 3 時10分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会 2 月定例会を閉会いたします。